

## 山口県道路情報『道路見えるナビ』広告掲載募集要項

山口県では、県資産等を広告媒体として提供することにより、県の新たな財源を確保し、県民サービスの向上と地域経済の活性化を図ることを目的として、広告事業を行っています。

つきましては、令和8年度に山口県道路情報『道路見えるナビ』へ掲載するバナー広告を下記のとおり募集します。

### 1 広告の掲載

#### (1) 広告を掲載するホームページ

山口県道路情報『道路見えるナビ』

(URL : <https://www.roadinfo.pref.yamaguchi.lg.jp/>)

#### (2) 月間アクセス数（トップページ）

約375,500ページビュー／月

(2025年1月～2025年12月までの平均)

#### (3) 掲載期間

2026年4月1日から2027年3月31日までの間で、1か月単位（毎月1日から末日まで）とします。ただし、複数月の掲載も可能とします。

#### (4) 山口県道路情報『道路見えるナビ』への掲載及び削除

山口県道路情報『道路見えるナビ』への広告の掲載及び削除は、山口県土木建築部道路整備課（以下「道路整備課」という。）が行います。

#### (5) 広告の掲載を開始・終了する日

広告の掲載を開始する日（以下「広告掲載開始日」という。）は、原則として当該広告を掲載する月の初日、広告の掲載を終了する日（以下「広告掲載終了日」という。）は、月の最終日とします。

### 2 広告の位置、規格等

山口県道路情報『道路見えるナビ』に掲載する広告の位置・規格等は、以下のとおりとします。ただし、閲覧者において広告の表示を一時的に隠す機能を含みます。

#### (1) 掲載位置 山口県道路情報『道路見えるナビ』トップページ右側

#### (2) 枠数 9枠

#### (3) 大きさ 縦50ピクセル、横170ピクセル

#### (4) 形式 G I F（アニメーション不可）又はJ P E G

#### (5) データ容量 10キロバイト／枠以下

#### (6) 画像のA L Tテキスト 「広告：」で始め、「広告：」を除き、全半角問わず30文字以内

### 3 広告料

1枠につき月額5,000円（消費税及び地方消費税を含みます。）を最低価格とします。

※広告デザイン等の作成に要する経費は、広告主の負担となります。

#### 4 申込み方法等

##### (1) 募集期間

令和8年1月29日（木）から2月12日（木）まで

ただし、申込みのなかった広告枠の広告掲載については、随時、受付けをします。

##### (2) 申込方法

「山口県道路情報『道路見えるナビ』広告掲載申込書」に必要事項を記入し、下記10に記載の申込先にメール、持参又は郵送等により提出してください。

#### 5 広告主の決定方法

広告の掲載が適当であると認めた、上記募集期間の申込者のうち、広告掲載申込書に記載されている広告掲出の申込額が最も高い方から順に広告主として決定します。また、広告掲出の申込額が同額の場合は、広告掲載希望期間が最も長い方から、広告掲載希望期間も同月の場合は受付順に広告主として決定します。

ただし、申込みのなかった広告枠の掲載については、募集期間にかかわらず、随時、受付順に決定します。

#### 6 広告原稿の提出

バナー広告の広告原稿は、道路整備課が指定する日までに道路整備課に提出し、承認を受けるものとします。広告原稿（バナー画像）の提出は、電子メールでの送信を原則とします。

#### 7 広告料の納入

広告の掲載開始後、県が発行する納入通知書により、指定する日までに、広告料を納入してください。

#### 8 広告料の還付

(1) 広告主の責めに帰すべき理由がなく、道路整備課が掲載すべき広告を掲載しなかった期間が1か月当たり24時間を超えるときは、掲載しなかった日数（24時間を1日と換算し、端数が生じた場合は切り捨てとする）に応じて、契約金額について日割り計算により算出した金額を還付するものとします。ただし、当該還付する金額については、利子を付さないものとします。

(2) 前記にかかわらず、次のいずれかに掲げる事由により道路整備課が山口県道路情報『道路見えるナビ』の運用を一時停止した場合は、契約金額の返還は行いません。ただし、一時停止の期間が1か月当たり3日を超える場合は、前項の規定に準じて契約金額の返還を行うものとします。

(ア) 機器等の保守又は工事を行う場合

(イ) 天災、事変その他の非常事態が発生した場合

(ウ) 機器等の設置された建物の計画停電を行う場合

(エ) その他公益上やむを得ない場合

## 9 遵守事項

広告掲載の申込み、広告原稿の作成等に当たっては、「山口県広告取扱要綱」、「山口県広告掲載基準」及び「山口県道路情報『道路見えるナビ』広告掲載要領」を遵守してください。

## 10 お問い合わせ・お申し込み先

山口県土木建築部道路整備課路政班

〒753-8501

山口県山口市滝町1番1号

TEL 083-933-3680

FAX 083-933-3689

E-mail a18200@pref.yamaguchi.lg.jp